

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A事業所B支店からの回答、並びに申立期間当時の事務担当者及び同僚の証言から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（同事業所B支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、上記申立期間当時の事務担当者及び同僚の証言から判断して、申立期間については、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる給与支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めており、厚生年金保険料も納付していないと回答しているところ、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人のA事業所B支店における資格喪失日を平成16年2月29日と届け出ていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。当該期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 銀行から提出された取引履歴調査結果（流動性預金）により、申立期間に係る賞与振込の記録が確認できること、ii) 複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、当該複数の同僚は、いずれも当該期間の賞与支給額に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できること、iii) 申立人から提出された平成16年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除額及び上記賞与振込額の検証結果などから判断すると、申立人は、申立期間において、A社から22万円の賞与を支給され、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
昭和 63 年 3 月 31 日までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び退職願、並びに雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「厚生年金保険料の控除等を確認できる資料は保管していないが、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日を昭和63年3月31日と届け出ていることが確認できるので、申立期間である同年3月の厚生年金保険料は控除していないはずである。」と回答している上、申立期間当時の同社の事務担当者も同内容の証言をしている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が同一日（月末日）となっている同僚が多数見られるところ、当該同僚のうち一人から提出された給与明細書によると、被保険者資格喪失月に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の複数の同僚に照会しても、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
A社における厚生年金被保険者資格喪失日が昭和46年6月30日となっているが、同年7月1日の間違いではないかと思う。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和46年6月29日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）によると、申立人が基金の加入員でなくなった日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、「申立期間当時、給与は毎月20日締めだったので、原則として、退職日は20日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は翌21日とし、資格喪失月の保険料については控除していなかった。また、退職者の都合で21日よりも後に退職する場合であっても、資格喪失月の保険料を徴収することがないように、月末までに資格喪失させていたと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日  
申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、平成 16 年 12 月 1 日にB社から当社に転籍してきた社員であるため、当社からは賞与は支給していない。同年 12 月の賞与は、申立人が当社の前に勤務していたB社から支給されている。」と回答している。

また、A社から提出されたB社の平成 16 年 12 月個人別賞与明細表（賃金台帳）によると、申立人が申立期間の賞与を同社から支給されていること、及び当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様平成 16 年 12 月にB社からA社に転籍した複数の同僚についても、同年 12 月の賞与に係る年金記録が確認できないところ、当該複数の同僚から提出された賞与明細書によると、当該賞与は同年 12 月 10 日にB社から支給されていること、及び当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月  
② 平成 21 年 12 月 29 日

申立期間①及び②について、会社から給与とは別に賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「平成 19 年 8 月の給与支払明細書に、『賞金手当 18 万円、仮払金 18 万円』と記載されており、前月に 18 万円の現金を会社から支給されたことが証明されるので厚生年金保険の記録としてあるべきではないか。」と主張している。

しかし、当該給与支払明細書によると、オンライン記録の平成 19 年 8 月の標準報酬月額 22 万円に基づく厚生年金保険料が控除されているものの、賞金手当（仮払金）18 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

また、A社は、「平成 19 年 8 月分給与支払明細書の賞金手当（仮払金）18 万円については、同年 7 月 25 日に現金で申立人に支給したものであるが、任意恩恵的なキャンペーン賞金（報奨金）であり、賞与ではない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚は、申立期間①に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された銀行預金通帳の記録によると、

当該期間にA社から12万円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成22年1月の給与支払明細書によると、「その他12万円、仮払金12万円」と記載されており、オンライン記録の21年12月の標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が控除されているものの、その他（仮払金）12万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

また、A社は「平成22年1月分給与支払明細書のその他（仮払金）12万円については、21年12月29日に銀行振込みで申立人に支給したものであるが、任意恩恵的な統轄別競合の賞金（報奨金）であり、賞与ではない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚は、申立期間②に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 25 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、A社に再就職した昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 31 日まで継続して勤務したが、申立期間の記録が空白となっていることに納得ができない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における2回目の離職日は昭和 47 年 10 月 25 日とされており、当該離職日は、オンライン記録の資格喪失日と同日であり、また、3回目の取得日は 48 年 5 月 1 日とされており、当該取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A社が当時加入していたB厚生年金基金から提出された同厚生年金基金加入員番号払出簿によると、申立人の中途脱退日は昭和 47 年 10 月 25 日、再加入日は 48 年 5 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失日及び取得日と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の昭和 47 年 11 月 10 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる上、申立期間に整理番号の欠番は無い。

加えて、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について証言は得られなかった上、同社の後継会社であるC社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、資料も残っていないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7465 (事案 7047 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 2 月 1 日から 62 年 3 月 1 日まで

前回の申立てについて、平成24年2月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、申立期間①について、私は、A社で支給された最後の給与から保険料を控除されていた記憶がある。

また、申立期間②については、給与が減額となったことは明白であるが、その減額分を現物給与として乗用車を支給されており、その分は標準報酬月額の対象となるはずなので、審議結果には納得ができない。

新たな資料は無いが、再度審議の上、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社は既に解散している上、当時の事業主は、既に他界しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 雇用保険の記録及びB厚生年金基金の記録はオンライン記録と一致していること、また、申立期間②に係る申立てについては、i) C社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間に係る保険料控除については分からない。」と回答していること、ii) 連絡の取れた複数の同僚は、いずれも給与明細書を持っておらず、厚生年金保険料の控除額についても記憶が無いと回答していること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない

ことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立期間①について、申立人は、「月末退職日が休日の場合の会社の対応は分からないが、私の被保険者記録は厚生年金保険法第19条第3項により、合算されるべきである。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、申立期間①について、厚生年金保険法では、第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、また、同法第19条第3項において、「被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。」とされていることから、申立期間①については被保険者期間とされていないため、合算はされない。

また、同法第14条第2項において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、昭和56年10月30日であることが確認できることから、A社が、申立人の資格喪失日を離職日の翌日の同年10月31日としていることについて、厚生年金保険の手續に不自然さはない。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が土曜日又は日曜日とされている複数の同僚に照会したところ、同社における月末退職日が休日の場合の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料は得られない上、申立人の同社に係る退職日及び申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「給与の減額分は、乗用車を現物給与として支給を受けたので、個別の事情を考慮してほしい。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。